



児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

児童扶養手当

次の受給要件のいずれかに該当する児童を育てる母又は養育者が請求することによって受給することができます。ただし、公的年金を受給できる人や児童が母の配偶者に養育されている場合などは対象になりません。

受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○父母が婚姻を解消した児童 ○父が死亡した児童 ○父に重度の障害がある児童 ○父が1年以上遺棄している児童 ○父の生死が不明な児童 ○父が1年以上拘束されている児童 ○母が婚姻によらないで生まれた児童 		児童とは <ul style="list-style-type: none"> ・18歳になる日から最初の3月31日までの間にある者 ・満20歳未満で一定の障害の状態にある者 			
	手当月額	<table border="1"> <tr> <td>児童1人の場合</td> <td>月額 41,720円</td> </tr> <tr> <td>児童2人の場合</td> <td>月額 46,720円</td> </tr> </table>		児童1人の場合	月額 41,720円	児童2人の場合
児童1人の場合	月額 41,720円					
児童2人の場合	月額 46,720円					

特別児童扶養手当

満20歳未満で身体や精神に一定の障害がある児童を育てる養育者が請求することによって受給することができます。ただし、児童が施設に入所している場合などは対象になりません。

手当月額 (1人につき)	1級	月額 50,750円	ただし、所得制限により支給されないことがあります。
	2級	月額 33,800円	

現況届、所得状況届を提出してください

現在、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給されている方には、所定の様式を送付していますので、8月中旬に提出してください。提出をされないと手当を受けられない場合がありますので忘れずに手続きをしてください。(現況届を2年間提出しないと受給資格が無くなりますので注意してください)

児童扶養手当～

社会福祉課児童家庭係 ☎(24)2111 内線446・447番

特別児童扶養手当～

社会福祉課障害福祉係 ☎(24)2111 内線222番

※5月から6月中旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」が送付されている方は、現況届と併せて提出してください。提出をされないと児童扶養手当の2分の1が支給停止となる可能性がありますので、不明な点がある場合には必ず連絡ください。

みんなの防災

Vol.19

図 庶務課庶務係 ☎(24)2111 内線207・401番

震度



市内には、現在2ヶ所に地震計が設置されており、震度の計測のほか、他の地点のデータと合わせて震源地の特定や津波の発生予測、また緊急地震速報の配信などに利用されています。気象庁では、ある震度の揺れがあった場合に、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかの目安を下記のとおり示していますので、参考にしてください。

なお、詳しい解説表は、気象庁のホームページで公開しています。検索サイトで

気象庁 震度 | **検索**

「震度と揺れ等の状況(概要)」

震度0

・人は揺れを感じない

震度1

・屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる

震度2

・屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる

震度3

・屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる

震度4

・ほとんどの人が驚く
・電灯などのつり下げ物は大きく揺れる
・座りの悪い置物が、倒れることがある

震度5弱

・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる
・棚にある食器類や本が落ちることがある
・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

震度5強

・物につかまらなさと歩くことが難しい
・棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる
・固定していない家具が倒れることがある
・補強されていないブロック塀が崩れることがある

震度6弱

・立っていることが困難になる
・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある
・ドアが開かなくなることがある
・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
・耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある

震度6強

・はわないと動くことができなく、飛ばされることもある
・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる
・耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる
・大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある

震度7

・耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる
・耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある
・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる

(出典:気象庁「震度階級の解説表が新しくなりました」より)